

### 第3回 議会の議員の定数等に関する小委員会次第

日 時 平成16年4月13日(火)  
午前9時  
場 所 渋川市役所 大会議室

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 報 告

(1) 前回協議結果について

#### 4 議 事

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

(ア) 協議方法(進め方について)

(イ) 協議の内容

- ・原則または特例措置(定数・在任)の適用
- ・選挙区の適用
- ・新市の議員の定数

#### 5 その他

(1) 次回会議日程について

#### 6 閉 会

前回の会議における主な意見とその検討結果

## 1 定数に関する意見

### 【原則】

- ・本来は、全員が失職し新定数で選挙するべきである。

### 【定数特例】

- ・法定数に近い定数で選挙を行い、新しい気持ちで望むべきである。  
7～8割の人が再任されると思われるので、継続性に問題はない。

### 【在任特例】

- ・1期目の議員もいることから、在任特例を適用し使命を全うさせたい。
- ・首長が変わるので、各市町村の施策の継続性の上から、在任特例を考える必要がある。
- ・丸くまとめるには、在任特例の適用が必要と思われる。

### 定数30人で設置選挙を行う場合の報酬額の試算

年間報酬額計	現6市町村の計	差 額	4年間の計
186,380,500	389,665,300	203,284,800	813,139,200

渋川市議の現報酬を基礎とした。

### 定数44人とした場合

年間報酬額計	現6市町村の計	差 額	4年間の計
272,362,900	389,665,300	117,302,400	469,209,600

### 定数60人とした場合

年間報酬額計	現6市町村の計	差 額	4年間の計
370,628,500	389,665,300	19,036,800	76,147,200

渋川市議の現報酬を基礎とした。

### 在任特例を採用した場合の報酬額の試算

特例等 \ 期 間		3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1年	2年	3年	4年
在任特例	渋川市の報酬に合わせた場合	101,895,000	285,815,475	387,710,475	579,442,900	1,158,885,800	1,345,266,300	1,531,646,800
	6市町村の現報酬額とした場合	65,991,000	185,104,755	251,095,755	375,268,820	750,537,640	936,918,140	1,123,298,640
	差額( - )	35,904,000	100,710,720	136,614,720	204,174,080	408,348,160	408,348,160	408,348,160
原則	定数30人で設置選挙	32,775,000	91,933,875	124,708,875	186,380,500	372,761,000	559,141,500	745,522,000
	差額( - )	69,120,000	193,881,600	263,001,600	393,062,400	786,124,800	786,124,800	786,124,800
定数特例	定数44人で設置選挙	47,895,000	134,345,475	182,240,475	272,362,900	544,725,800	817,088,700	1,089,451,600
	差額( - )	54,000,000	151,470,000	205,470,000	307,080,000	614,160,000	528,177,600	442,195,200
	定数60人で設置選挙	65,175,000	182,815,875	247,990,875	370,628,500	741,257,000	1,111,885,500	1,482,514,000
	差額( - )	36,720,000	102,999,600	139,719,600	208,814,400	417,628,800	233,380,800	49,132,800

議長、副議長、委員長4人は、仮に渋川市議とした。

在任特例の3年4年目は、定数30人で試算した。

## 2 選挙区に対する意見

- ・定数の配分については、地域性を考慮する必要がある。
- ・人口のみで配分するべきではない。
- ・各市町村の数が決まらなると説得が難しい。
- ・渋川市が過半数を超えない範囲で決めてもらいたい。
- ・地区により状況が違うので、選挙区は設置した方がよい。

選挙区の定数の試算

パターン \ 市町村		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計	
原則 30 人の 場合	選挙区なし							30	
	選挙区あり/原則(人口割)	16	1	1	4	4	4	30	
	" / (基礎定数 1 + 人口割)	14	2	2	4	4	4	30	
	" / (基礎定数 2 + 人口割)	12	3	2	4	5	4	30	
定数 特例	定数 4 4	選挙区なし						44	
		選挙区あり/原則(人口割)	24	2	1	6	6	5	44
		" / 基礎定数 1 + 人口割	22	3	2	6	6	5	44
		" / 基礎定数 2 + 人口割	19	3	3	6	7	6	44
		" / 基礎定数 3 + 人口割	17	4	4	6	7	6	44
	定数 6 0	選挙区なし							60
		選挙区あり/原則(人口割)	33	3	1	8	8	7	60
		" / 基礎定数 1 + 人口割	30	3	3	8	9	7	60
		" / 基礎定数 2 + 人口割	28	4	3	8	9	8	60
		" / 基礎定数 3 + 人口割	26	5	4	8	9	8	60
" / 基礎定数 4 + 人口割	23	6	5	9	9	8	60		

定数特例は、設置選挙のみに適用。第2回目の選挙からは新市の定数に戻る。

第2回目の選挙に選挙区を設ける場合は、原則どおり人口に比例して定数を定めることとなる。

### 3 報酬に対する意見

- ・伊勢崎等のことを考慮すると、従来の予算内が良いと思う。
- ・現状のままであれば、住民の理解は得られやすい。
- ・報酬は、同一であるべきである。
- ・渋川市の報酬に合わせざるを得ないと思う。
- ・報酬にこだわっている議員は少ないと思う。
- ・渋川市の報酬に合わせることは、住民の理解が得られないと思う。
- ・同じ新市の議員として、報酬に違いはないと考える。
- ・報酬面から考えると、在任特例の任期は、理想は3ヶ月程度だが、長くて1年である。
- ・報酬のお手盛りは許されない。

< 参考 >

【原則】

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を 人とし、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。

《選挙区を設けない場合》

- (2)-1 選挙区については、全市域を1選挙区とする。

《選挙区を設ける場合 - 原則（人口割）》

- (2)-2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。

《選挙区を設ける場合 - 例外》

- (2)-3 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。

《選挙区を設ける場合 - 次回一般選挙について》

- (3) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、  
新市において調整する。

【定数特例】

(1) 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り 人とする。

(2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は 人とする。

《選挙区を設けない場合》

(3)-1 選挙区については、全市域を1選挙区とする。

《選挙区を設ける場合 - 原則（人口割）》

(3)-2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。

《選挙区を設ける場合 - 例外》

(3)-3 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。

《選挙区を設ける場合 - 次回一般選挙について》

(4) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、  
新市において調整する。

【在任特例】

(1) 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、 人とする。

《選挙区を設けない場合》

(3)-1 選挙区については、全市域を1選挙区とする。

《選挙区を設ける場合 - 原則（人口割）》

(3)-2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定を適用し、関係市町村を単位とした選挙区を設け、各選挙区ごとの定数は、渋川市 人、伊香保町 人、小野上村 人、子持村 人、赤城村 人、北橋村 人とする。

(4) 議員報酬については、在任期間中は、旧市町村の歳費を基本として所定の手続きを経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。（例）